

第 30 回 総 会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

令和3年5月

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

目 次

1	全国自転車施策推進自治体連絡協議会役員名簿（令和3年5月1日現在）	1
2	令和2年度事業報告（認定第1号）	2
3	令和2年度歳入歳出決算（認定第2号）	4
4	令和2年度会計監査報告	5
5	令和3年度事業計画（案）（議案第1号）	6
6	令和3年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）	7
7	令和3年度全国自転車施策推進自治体連絡協議会功労者表彰	8
8	第30回自転車施策促進大会 大会決議	9

【資料】

○全国自転車施策推進自治体連絡協議会会員名簿（令和3年5月1日現在）	11
○全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約	12

令和3年5月1日現在

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

役員名簿

会 長	越谷市長	たか 高	はし 橋	つとむ 努
副会長	盛岡市長	たに 谷	ふじ 藤	ひろ 裕
同	品川区長	はま 濱	の 野	あき 明
同	新潟市長	なか 中	や 八	たけし 健
同	福山市長	えだ 枝	はら 原	いち 一
同	松山市長	の 野	ひろ 広	なほ 直
理 事	武蔵野市長	まつ 松	した 下	き 幹
同	川崎市長	ふく 福	かつ 克	れい 玲
同	浜松市長	すず 鈴	のり 紀	こ 子
同	東大阪市長	の 野	だ 田	ひこ 彦
同	西宮市長	いし 石	き 木	やす 康
同	鹿児島市長	もり 森	よし 義	とも 友
監 事	立川市長	し 清	だ 田	かず 和
同	豊中市長	いし 石	い 井	と 登
		もり 森	ひろ 博	しろう 志郎
		し 清	みず 水	ひろ 博
		おさ 長	しょう 庄	ゆき 幸
		ない 内	しげ 繁	へい 平
				き 樹

認定第1号

令和2年度事業報告

1 第29回総会の開催

(1) 総会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議に変更

回答期日 令和2年5月21日(木)

審議結果

決 議 事 項	承認数	不承認数
認定第1号「令和元年度事業報告」	87	0
認定第2号「令和元年度歳入歳出決算」	87	0
議案第1号「令和2年度事業計画(案)」	87	0
議案第2号「令和2年度歳入歳出予算(案)」	87	0
議案第3号「全国自転車施策推進自治体連絡協議会 新役員(案)」	87	0

※当初予定：令和2年5月21日(木)、22日(金) 立川市

(2) 自転車施策推進大会、講演会、グループ別研修会、施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

※当初予定：令和2年5月21日(木)、22日(金) 立川市

【功労者表彰者】令和2年7月1日送付

自治体特別表彰 北 区 山 本 亘
立川市 根 岸 賢 一
全自連役員表彰 静岡市 田 辺 信 宏

2 令和2年度理事会の開催

(1) 第一回理事会（書面会議）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議に変更

回答期日 令和2年7月15日(水)

審議結果

決 議 事 項	承認数	不承認数
案件1「令和3年度 全自連会費について」	12【2】	0
案件2「令和3年度以降の年度別役割」	12【2】	0
案件3「令和3年度功労者表彰実施計画(案)」	12【2】	0

決 議 事 項	案①	案②	案③
案件4 「令和2年度全日本研修会及び第2回理事会に ついて」	10 【2】	2	0

※当初予定：令和2年5月21日(木) 立川市

(2) 第二回理事会（書面会議）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面会議に変更

回答期日 令和2年11月30日(月)

※当初予定：令和2年10月22日(木) 東大阪市

3 全日本研修会

講演、事例発表、グループ別研修会、施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

※当初予定：令和2年10月22日(木)、23日(金) 東大阪市

4 要請行動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により実施

要請先 自転車活用推進議員連盟、内閣府、警察庁、
国土交通省自転車活用推進本部

概 容 令和2年8月6日に、全国自転車施策推進自治体連絡協議会として、
決議文を要請先に送付

※当初予定：令和2年5月22日(金)

5 その他

月刊「自転車・バイク・自転車駐車場 パーキングプレス」対談

対 談 日 令和2年10月21日(水)

場 所 越谷レイクタウン 水辺のまちづくり館

対談相手 サイカパーキング株式会社 森井会長(パーキングプレス発行人)

×

全国自転車施策自治体連絡協議会 高橋会長(越谷市長)

「自転車を利活用した“まちづくり”、BICYCLE CITY」対談

対 談 日 令和3年2月10日(水)

場 所 越谷市役所 庁議室

対談相手 一般社団法人自転車協会 山崎理事長(ホダカ株式会社 代表取締役会長)

×

全国自転車施策自治体連絡協議会 高橋会長(越谷市長)

令和 2 年度 歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入合計(A)	歳出合計(B)	歳入歳出差引残額 (C) ((A) - (B))	翌年度へ繰越(D) (= (C))
3, 162, 453	339, 260	2, 823, 193	2, 823, 193

2 歳入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
会 費	1, 820, 000	1, 820, 000	0	正会員 @20, 000×87=1, 740, 000 賛助会員@10, 000× 8= 80, 000
雑収入	1, 000	2, 522	1, 522	書籍販売2, 500 利息22
繰 越	1, 339, 000	1, 339, 931	931	令和元年度よりの繰越金
歳入合計	3, 160, 000	3, 162, 453 (A)	2, 453	

3 歳出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	残額	摘 要
事 業 費	2, 080, 000	232, 094	1, 847, 906	
大会費	1, 000, 000	0	1, 000, 000	総会（立川市）※書面開催
行動費	180, 000	0	180, 000	理事会会経費（第一回、第二回、臨時）※書面会議
研修費	500, 000	0	500, 000	全日本研修会（東大阪市）※中止
ホームページ 運用経費	200, 000	184, 800	15, 200	@15, 400×12ヵ月
需用費	200, 000	47, 294	152, 706	封筒、総会・理事会資料紙代、ラベルシール 功労者表彰用賞状・額縁等
調査費	0	0	0	今年度は非該当
事 務 費	780, 000	79, 176	700, 824	
事務委託費	600, 000	0	600, 000	事務局の旅費等
通信運搬費	80, 000	79, 176	824	各種郵送料、振込手数料
交通費	100, 000	0	100, 000	事務局旅費等（墨田区、静岡市）
予 備 費	300, 000	27, 990	272, 010	自転車活用推進研究会賛助会費 10, 000
歳 出 合 計	3, 160, 000	339, 260 (B)	2, 820, 740	

令和2年度 会計監査報告

(自) 令和2年4月 1日

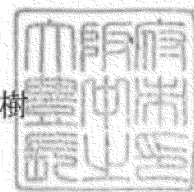
(至) 令和3年3月31日

歳入決算額	3, 1 6 2, 4 5 3 円
歳出決算額	3 3 9, 2 6 0 円
繰越額	2, 8 2 3, 1 9 3 円

令和2年度歳入歳出決算を審査した結果、
公正かつ妥当なものと認めます。

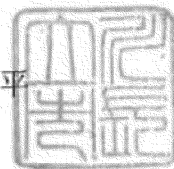
令和3年4月 9 日

監事 長内 繁 樹
(豊中市長)



令和3年4月 22 日

監事 清水 庄 平
(立川市長)



議案第1号

令和3年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 名	事 業 内 容
令和3年 5月20日	第30回 総会 【書面会議】	内 容 ①総会【書面決議】 ②自転車施策推進大会【中止】 ③講演会【中止】 会 場 川崎市
	第一回 理事会 【書面決議】	議 題：①令和3年度会費 ②令和3年度功労者表彰実施計画
令和3年 5月21日 (金) 【開催中止】	施設見学会 【開催中止】	内 容 川崎市の自転車施設等の見学
	要請行動 【後日実施】	内 容 推進大会にて採択された大会決議の要請 要請先 自転車活用推進議員連盟、内閣府、警察庁 国土交通省自転車活用推進本部
令和3年 11月11日 (木) ～ 11月12日 (金) (予定)	全日本研修会	内 容 講演、事例発表、施設見学他 会 場 神戸市
	第二回 理事会	議 題 ①第31回総会実施要領 ②令和3年度事業報告及び決算見込み ③令和4年度事業及び予算

※参考 令和4年度予定

令和4年 5月 (予定)	第31回総会	内 容 ①総会 ②自転車施策推進大会 ③講演会 会 場 川越市
--------------------	--------	--

議案第2号

令和3年度歳入歳出予算（案）

1 歳入の部

（単位：千円）

科 目	令和3年度	令和2年度	比較増減	摘 要（単位：円）
会 費	1,760	1,820	△ 60	正会員 @20,000×84=1,680,000 賛助会員@10,000×8= 80,000
雑収入	1	1	0	利息等
繰 越	2,823	1,339	1,484	前年度繰越金
歳入合計	4,584	3,160	1,424	

2 歳出の部

（単位：千円）

科 目	令和3年度	令和2年度	比較増減	摘 要（単位：円）
事 業 費	2,600	2,080	520	
大会費	1,300	1,000	300	総会費
行動費	200	180	20	理事会経費 170,000 要請行動費等 30,000
研修費	700	500	200	全日本研修会 700,000
ホームページ 運用経費	200	200	0	委託費 15,400円×12ヵ月
需用費	200	200	0	各種資料印刷、消耗品、表彰副賞等
調査費	0	0	0	
事 務 費	930	780	150	
事務委託費	700	600	100	
通信運搬費	130	80	50	会員宛通知郵送代、振込手数料等
交通費	100	100	0	事務局旅費等 1名分 （越谷市-川崎市、越谷市-神戸市）
予 備 費	1,054	300	754	
歳 出 合 計	4,584	3,160	1,424	

令和3年度全国自転車施策推進自治体連絡協議会功労者表彰

1 全自連表彰

該当者なし

2 自治体特別表彰

No.	自治体名	氏名
1	八王子市	松崎 登志樹

3 全自連役員表彰

該当者なし

第30回 自転車施策推進促進大会 大会決議（案）

「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」は、駅周辺における放置自転車問題の解決に向け、平成4年に「全国自転車問題自治体連絡協議会」として発足した。その後、四半世紀にわたり、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みの結果、全国の駅周辺における自転車放置台数は大幅に減少した。

しかしながら、依然として、駅周辺や中心市街地等における放置自転車に対する近隣住民等からの苦情や、放置自転車対策への要望は絶えず、各市区町村は引き続き、通勤や買い物などによって放置された自転車対策に積極的に取り組む必要がある。

一方で、健康や環境意識の高まりを背景に自転車の利活用が注目されるなか、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には自転車活用推進計画が閣議決定された。

このため、第27回総会において、会の名称を「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」と改め、関係機関等と連携を図りながら、自転車に関する様々な施策を進めている。加えて、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」など、自転車を取り巻く環境は、日々変化しており、その役割も、ますます重要度を増している。

このような状況のなか、当協議会は、全国の会員が自転車施策を推進する市区町村の核となり、自治体としての責務を再認識しながら、新たな自転車施策の推進に寄与していくものである。

この決意のもと、「21世紀の交通の主役」たる自転車に関する諸課題の解決と、更なる利活用を図るため、全国の会員が一致団結し、関係各位に下記の事項を要望する。

記

- 1 駅周辺における放置自転車台数は全体としては減少したが、地域によっては鉄道駅周辺の放置自転車は相変わらず劣悪な状況にあり、歩行者の通行の妨げになっているほか、駅周辺の環境悪化の要因となっている。しかしながら、駅周辺に自転車駐車場用地を確保することは困難であり、市区町村の財政負担も過大となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を図るためにも、自ら自転車駐車場を整備・運営するほか、自転車駐車場の用地を市区町村へ無償提供するなど、自転車駐車対策をより一層積極的に推進すること。また、各市区町村が行う放置自転車対策に対して、積極的に連携、協力すること。

国においては、未だに放置自転車対策に苦慮している鉄道駅に対し、自転車駐車場の付置を義務付けるよう関係法令の改正を行うとともに、鉄道事業者自らが自転車駐車場設置を推進するための支援・助成措置を講じること。また、私有地にかかる自転車等の放置問題について、法整備を進めるなど、実効性のある対策を講じること。

国及び都道府県における道路、河川、港湾、公園、その他施設にかかる管理者は、放置自転車対策の必要性を認識し、自転車駐車場の整備や市区町村等が行う自転車駐車場の整備に対して、連携、協力して、放置自転車等の撤去などに努めること。

交通管理者においては、駅周辺における違法駐車を取り締まりを強化するとともに、特に「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」の対象とならない50ccを超える原動機付自転車や自動二輪車については、歩道上も含めて警告や取締りを強化すること。

- 2 自転車活用推進法の趣旨を実現するためには、地方版自転車活用推進計画の策定が求められており、自転車専用道路・自転車走行レーンの整備やナビラインの設置など、自転車走行環境を向上させるとともに、駅周辺だけでなく、中心市街地など中間点にあたる路上などにも小規模な自転車駐車を整備していく必要がある。また、新たな自転車活用策として、シェアサイクルの普及・啓発等にも取り組む必要があり、環境配慮の面からは撤去自転車の再利用を一層促進する必要もある。

国においては、地方版自転車活用推進計画に係る経費や施策実現のための経費の補助制度を創設すること。自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向を尊重して、市区町村が行う自転車走行環境の整備やシェアサイクルの普及・啓発等に対する支援・助成措置及び導入に伴う公共用地の活用等に関する制度を大幅に拡充・拡大すること。なお、自転車の再活用を促進し保管の負担を軽減するため、遺失物の例に倣い関係法令を改正し、公示の日から所有権移転までの期間を6か月から3か月に短縮すること。また、自転車の防犯登録の照会に要する事務の負担となっていることから、現在、県別になっている防犯登録システムを全国の統一システムとして再構築すること。

さらに、限られた道路区域内で自転車レーン等の整備を行うためには、走行環境の制約が大きく幹線道路での整備が困難な状況となっている。既存の植樹帯部を有効活用した整備を行うには、道路構造令第11条の4の植樹帯の設置について、緩和措置をすること。

国及び都道府県の道路管理者および交通管理者においては、市区町村の自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定に協力するとともに、計画に基づく自転車通行空間の整備を積極的に推進すること。

- 3 自転車は他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であるほか、コロナ禍における3密回避や災害時に強い移動手段としても見直されている。自転車の利活用を推進し、適正な利用を住民レベルで定着させるためには、自転車走行環境の整備に加え、すべての道路利用者の順法意識やマナーの向上が不可欠である。また、全国的には、自転車事故による高額賠償事例等が発生し社会問題となっており、これらへの対策の構築が喫緊の課題となっている。

国においては、自転車の安全な利用の促進を図るため、自転車損害賠償保険等への加入や児童又は幼児のヘルメット着用の促進を積極的に図ること。

国及び都道府県は市区町村と連携して、近年、社会問題となりつつある自転車と歩行者の事故を未然に防ぐため、自転車利用者に交通安全に係る教育及び啓発を積極的に行うこと。

交通管理者は、自転車関連交通法規の分かりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取り締まりの向上を含めたドライバー教育の徹底など、全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。

以上決議する。

令和3年 月 日

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

会 員 名 簿

令和3年5月1日現在

(会員数 99団体)

ブロック	地 区	都道府県	会 員 自 治 体 名
北 海 道 ・ 東 北 ・ 北 関 東	北 海 道 ・ 東 北 ・ 北 関 東	北 海 道 岩 手 県 宮 城 県 秋 田 県 福 島 県 茨 城 県 栃 木 県	札幌市 盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市 水戸市 土浦市 宇都宮市
関 東	埼 玉	埼 玉 県	さいたま市 川越市 熊谷市 越谷市
	東京特別区	東 京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
	東 京 多 摩	東 京	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 西東京市
	神 奈 川	神 奈 川 県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市 海老名市
中 部	北 陸	新 潟 県 富 山 県	新潟市 富山市 高岡市
	東 海 中 部	岐 阜 県 静 岡 県 愛 知 県 三 重 県	大垣市 静岡市 浜松市 三島市 名古屋市 津市

ブロック	地区	都道府県	会員自治体名
近畿・中国	近 畿	京 都 府 奈 良 県 和 歌 山 県	京都市 奈良市 和歌山市
	大 阪	大 阪 府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 松原市 門真市 東大阪市
	兵 庫	兵 庫 県	神戸市 姫路市 明石市 西宮市 芦屋市 宝塚市
	中 国	島 根 県 岡 山 県 広 島 県	松江市 岡山市 倉敷市 広島市 福山市
四国・九州	四 国	徳 島 県 香 川 県 愛 媛 県 高 知 県	徳島市 高松市 松山市 高知市
	九 州	福 岡 県 佐 賀 県 熊 本 県 宮 崎 県 鹿 児 島 県	北九州市 福岡市 久留米市 佐賀市 熊本市 宮崎市 鹿児島市 南さつま市

正会員（99） ※網掛けは休会（15） 休会を除いた正会員（84）

賛助会員	一般財団法人 日本自転車普及協会 一般財団法人 自転車産業振興協会 一般社団法人 自転車駐車場工業会 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 一般社団法人 自転車安全対策協議会 一般社団法人 日本シェアサイクル協会
------	---

賛助会員（8）

全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車施策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決及び自転車の活用推進を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車施策に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 自転車の利活用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- (2) 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- (3) 自転車施策に係る講演、研修
- (4) 自治体相互及び関係機関との情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員及び賛助会員は、第2条の目的に賛同する次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 正会員 普通地方公共団体及び特別地方公共団体
- (2) 賛助会員 前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者

3 協議会は、別に定めるところにより、全国をブロックに分け、各ブロックを地区に分け、正会員をその所在地に応じて各ブロック及び各地区に位置付ける。

第2章 機関

(総会)

第5条 協議会の総会は、正会員の全員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の改正に関すること
- (2) 役員を選任に関すること
- (3) 事業報告及び事業計画に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること
- (5) その他、理事会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

3 会長（次条第1項第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、毎年1回定時総会を招集する。

4 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

5 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 役員は、正会員たる団体の長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、総会において1名を選任する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

2 副会長は、各ブロックにつき1名又は2名を、総会において選任する。ただし、会長の属するブロックについては、副会長を置かないことができる。

(理事)

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

(監事)

第10条 監事は協議会の会計を監査する。

2 監事は、会長、副会長及び理事の属する団体以外の正会員から2名を総会において選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて理事会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 顧問及び相談役の設置の承認に関する事項
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において、会長、副会長及び理事は、各1票の議決権を有し、監事は、議決権を有しない。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 協議会は、事務局を会長の属する団体に置き、必要な職員を配置する。

2 前項の職員は、会長の属する団体の職員をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて従たる事務局を会長の属する団体以外の団体に置くことができる。当該従たる事務局の職員は、当該団体の職員をもって充てる。

(会議)

第15条 総会及び理事会（以下「会議」という。）の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

2 会議は、議決権を有する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

3 会議に欠席（団体の長に代わって当該団体の他の職員が出席する場合を除く。）する者は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

4 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 補則

(会計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月13日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月24日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成8年5月23日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年5月17日から施行する。